

誓 約 書

令和 年 月 日

栃木市長 様

住所又は所在地

商 号 又は 名 称

代表者 職 氏 名

印

私（及び受任者）は、栃木市が栃木市暴力団排除条例に基づき、事業の実施に当たっては、暴力団に利益を与えることのないよう、入札に暴力団員等を参加させないなど、暴力団排除に取り組んでいることを認識したうえで、次の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反することとなった場合、契約の解除等、市が行う一切の措置について、異議申立てを行いません。

加えて、本誓約書に係る誓約事項の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、市がこれを警察に提供することについて同意します。

- （１）自社（法人企業、個人企業及び団体をいう。以下同じ。）は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- （２）役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- （３）暴力団又は暴力団員が自社の経営又は運営に実質的に関与していることはありません。
- （４）暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用していることはありません。
- （５）暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材等の購入契約等を締結することはありません。
- （６）暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材等の購入契約等を締結した場合においては、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な措置を講じます。
- （７）自社又は役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用することはありません。
- （８）自社又は役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- （９）自社又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることはありません。
- （１０）自社又は下請契約の相手方が暴力団等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を市、警察署その他関係機関に通報します。